

「エイジレス80」業務システムの消費税制度変更対応について

2019年8月29日

NRI社会情報システム株式会社

※開発予定機能については、一部の画面、仕様、リリース時期が変更になる可能性があります。

〒135-0042
東京都江東区木場1-5-25 タワーS棟

2019年10月の制度変更対応

■ 税率変更の対応

- ・標準税率が、8%（国：6.3%＋地方：1.7%）から10%（国：7.8%＋地方2.2%）に変更になり、請負のシステムに関しては、内税で単価等を設定しているため、10月分以降に新単価等の設定変更が必要です。

■ 軽減税率の対応

- ・システムから出力される請求書等について、軽減税率の適用はない想定です。

■ 「区分記載請求書等保存方式」への対応

- ・システムから出力する請求書等は、2019年10月時点では現行の請求書の通りとします。

※（参考）国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」Ⅲ-2.帳票及び区分記載請求書等の記載に係る留意点」P28のQ&Aを引用



取引に軽減税率の対象となるものがない場合であっても、請求書等に「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「8% 0円」といった記載は必要ですか。



ご質問のような場合、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載については、標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は要しません。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分	110,000円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	ティッシュ	550円
11/2	ボールペン	3,300円
11/2	カーテン	22,000円
⋮	⋮	⋮
合 計		110,000円

△△商事㈱

■ その他

- ・コンビニ収納、口座振替をご利用中のセンター様については、後日ご案内を送付予定です。